

# 企業におけるBYOD (Bring your own device) の導入・運用の法的留意点

- 日時● 2014年5月8日(木) 13:30~16:30
- 会場● 企業研究会・セミナールーム(東京・麹町) 麹町31MTビル 2F  
千代田区麹町5-7-2 03-5215-3511

**ご講演者** 柴野 相雄 氏 TMI 総合法律事務所 パートナー/弁護士

【略歴】1998年3月慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2001年4月最高裁判所司法研修所入所、2002年10月第二東京弁護士会登録TMI総合法律事務所勤務、2010年6月ワシントン大学ロースクール卒業(LL.M. Intellectual Property Law and Policy コース)、2010年9月サンフランシスコのモルガン・ルイス&バッキアス法律事務所勤務、2011年7月TMI総合法律事務所復帰、2014年1月パートナー就任。  
【主な取扱分野】 知的財産/メディア/エンタテインメント/スポーツ/IT・インターネット/情報保護/国際取引/裁判、仲裁等の紛争解決/その他一般企業法務  
【主な論文・著書】「キャンペーンの制作・告知・実施で注意すべき知的財産権の実務ポイント」(BUSINESS LAW JOURNAL 2013年5月21日号)、「著作権法のフロンティア 第2回 翻案権」(ジュリスト 2013年2月号)、「コンテンツ展開の契約に関する報告書」(経済産業省ホームページ)、「著作権の法律相談(第2版)」(青林書院 2005年11月)、「個人情報保護法の全面施行とM&A実務への影響」(MARR 2005年4月号)ほか多数

**ご講演者** 柘植 寛 氏 TMI 総合法律事務所 弁護士

【略歴】2001年3月東京大学文学部歴史文化学科卒業。2001年4月より2007年3月まで株式会社インターネットイニシアティブ勤務。2010年3月東京大学法科大学院修了。2010年11月最高裁判所司法研修所入所。2012年1月TMI総合法律事務所勤務。

●参加対象● 法務・総務・情報システム部門および人事・監査部門のご担当者

## ◆ 開催にあたって

近年のブロードバンド環境の整備、高機能なタブレット端末の普及、クラウドシステムの拡大などにより、従業員個人が保有する端末を業務に利用するいわゆるBYOD(Bring Your Own Device)が注目されています。BYODは、企業にとって経費削減や管理コストの軽減といったメリットがあるばかりでなく、従業員にとっても、端末を複数台保有する必要がなくなるといったメリットがあります。他方で、情報漏えいリスクの増大、労働時間管理が困難になるなど、BYODの利用により、新たに問題が発生または顕在化するといったデメリットもあります。

本講座では、BYODの法的留意点、セキュリティ上の留意点を踏まえた上で、具体的なケーススタディに基づき、企業の法務・管理部門又はシステム部門の担当者がBYOD導入の際に行うべき対応策をご紹介します。

《詳細は裏面をご覧ください》

企業研究会 セミナー事務局宛

FAX 03-5215-0951

●受講料● 1名(税込み、資料代込)

正会員	32,400円	本体価格 30,000円
一般	34,560円	本体価格 32,000円

- 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてFAXまたはE-mailにてお送りください。後日(開催日1週間~10日前までに)、受講票・請求書をお送り致します。
- 会員企業のご確認、その他セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕をご参照下さい。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承ください。

一般社団法人 企業研究会 第2研究事業G  
担当：宇田川 E-mail: udagawa@bri.or.jp  
〒102-0083  
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F  
TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951



141274-0313		2014.5.8 (木)	
申込書 企業におけるBYODの導入・運用の法的留意点			
会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

\*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

13:30

## 1. BYODとは

- (1) BYODの定義
- (2) BYODが注目されるようになった背景
- (3) BYODを利用することのメリットとデメリット
  - (ア) 業務効率の観点
  - (イ) 費用的観点
  - (ウ) セキュリティの観点
- (4) 個人端末利用の実態（「隠れBYOD」の存在）
- (5) BYOD導入の際の検討事項
  - (ア) セキュリティポリシーの策定（利用者及び利用する業務の限定など）
  - (イ) 社内規定の整備
  - (ウ) 従業員の教育
  - (エ) 技術的なセキュリティ対策の実施（リモート管理ソフトの導入など）

## 2. BYODの法的問題点

- (1) 情報漏洩による損害賠償リスク
- (2) 個人情報保護法上の対応の必要性
- (3) 労務管理上の問題

## 3. ケーススタディによる問題点の検討と対応策の紹介

- (1) 従業員の個人端末が紛失した場合
  - (ア) 会社側で、リモート操作により、端末の情報を消去することができるか
  - (イ) 従業員本人による情報の消去
- (2) 従業員が業務上の不正を働いたことが明らかになった場合
  - (ア) 従業員に端末の提出を求めることができるか
  - (イ) 従業員の端末の情報をリモート操作で取得することが許されるか
- (3) 従業員が、業務時間外にBYODを利用した業務につき残業代申請をしてきた場合
  - (ア) 労働時間をどのようにして管理すればよいか
  - (イ) 従業員の職種毎のポリシー分けの必要性
- (4) 万が一情報漏えいが発覚した場合
  - (ア) 漏洩した情報に基づくトレーシングの実施
  - (イ) 漏洩元と疑われる従業員への調査

## 4. 質疑応答

16:30